

第62号議案

芦屋市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年11月29日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正を踏まえ、公文書を公開決定する一定の場合に、実施機関が第三者に対して意見書提出の機会を付与する義務を定める等のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市情報公開条例の一部を改正する条例

芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（公文書の公開義務）</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</u></p>	<p>（公文書の公開義務）</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。</u></p> <p>3 実施機関は、<u>前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。</u>この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第16条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第19条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議(法令、他の条例又は規則の規定により公開することができないとされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であって当該会議で出席者の3分の2以上の多数により非公開を決定したときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会議を公開することにより、当該会議の<u>公正</u>又は円滑な運営</p>	<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 <u>前項の手續をとった場合は、前条第1項の期間は、意見書の提出を受けた日から起算するものとする。</u></p> <p>3 実施機関は、<u>第1項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。</u>この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第16条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第19条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議(法令、他の条例又は規則の規定により公開することができないとされている会議を除く。)を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であって当該会議で出席者の3分の2以上の多数により非公開を決定したときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会議を公開することにより、当該会議の<u>構成</u>又は円滑な運営</p>

改正後	改正前
に著しい支障が生ずると認められる場合	に著しい支障が生ずると認められる場合

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

芦屋市情報公開条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正を踏まえ、公文書を公開決定する一定の場合に、実施機関が第三者に対して意見書提出の機会を付与する義務を定める等のため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 公文書に係る非公開情報に、次に掲げるものを加える。(第7条関係)

ア 行政機関等匿名加工情報

イ 行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報(※)から削除した氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号

※ 保有個人情報とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。

【本市の行政機関等匿名加工情報の取扱いについて】

本市においては、当分の間、行政機関等匿名加工情報の提供制度を導入しないこととするが、当該情報を作成することは可能なため、この公文書を公開すると、制度を導入しないこととの均衡のほか導入する他市との均衡も図れないことから非公開情報とする。

(2) 公開請求に係る公文書に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合であって、次のいずれかに該当するとき(ただし、第三者の所在が判明しない場合を除く。)は、実施機関は、公開決定に先立ち当該第三者に対して公文書の表示その他規則で定める様式により通知して、意見書提出の機会を付与しなければならない。(第13条関係)

ア 公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるとき。

イ 公文書に非公開情報が記録されているが、公益上特に必要があると認めて公開しようとするとき。

(3) その他規定の整理

3 施行期日

令和5年4月1日

個人情報の保護に関する法律抜粋（_____部分は、令和5年4月1日施行）

（定義）

第60条（第1項省略）

（第2項省略）

3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。））、独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。

- (1) 第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。
- (2) 行政機関情報公開法第3条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第3条、独立行政法人等情報公開法第3条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

ロ 行政機関情報公開法第13条第1項若しくは第2項、独立行政法人等情報公開法第14条第1項若しくは第2項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の

規定により意見書の提出の機会を与えること。

- (3) 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第16条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- (第5項省略)

個人情報の保護に関する法律施行令抜粋

(個人識別符号)

第1条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

へ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

ト 指紋又は掌紋

- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (3) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番

号

- (5) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
- (7) 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
 - イ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証
 - ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証
 - ハ 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証
- (8) その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号